

山口大学 学術指導制度

学術指導は、共同研究や受託研究では
取り扱うことが困難であった技術指導、
コンサルティング、試作等の産学連携
案件を教員が本務の一環として、
大学の施設・設備を利用して対応する
ものだよ。



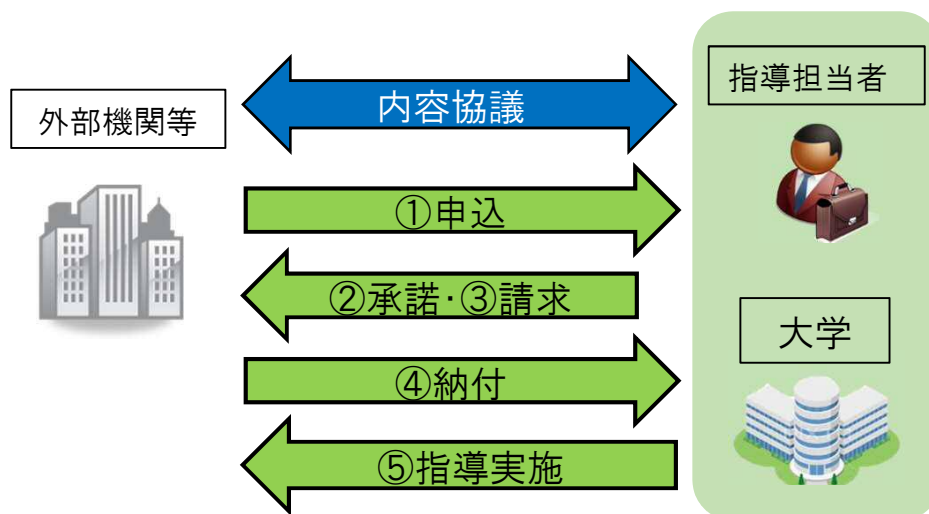
◆ 学術指導制度の導入について

平成29年1月より、共同研究や受託研究で取り扱うことが困難であった産学連携案件(学術指導, コンサルティング等)について、従来は大学の職務外の兼業によって対応してきたものを大学の職務として行えるよう学術指導制度を新設しました。

◆ 学術指導の具体例について

- 企業等の持つ技術に対する指導・評価・助言
- 企業等の製品に対する指導・評価・助言
- 企業等の研究開発に対する指導・評価・助言
- 企業等が行う業務のコンサルティング
- 企業等からの技術相談
- 自治体等からの調査依頼
- 企業等からの試作依頼
- 保有技術(特許等の知的財産権(ノウハウを含む))の説明・提供・導入支援

◆ 学術指導の流れについて



- ① 指導内容・期間・経費等について指導担当者と協議の上、合意されましたら事前に所定の申込書にて申し込みください。ただし、学術指導経費の納付後に学術指導の実施となります。あらかじめ指導担当者とスケジュールを十分に調整してください。
- ② 申込内容を確認のうえ、受入を決定いたします。
- ③ 受入決定後、承諾書と請求書を送付いたします。
- ④ 請求書に基づき指定金融機関に指導経費を納付してください。
- ⑤ 指導担当者により学術指導が実施されます。

◆ 学術指導経費について

【①指導料+②指導料の消費税相当額+③必要経費+④間接経費の合計額】

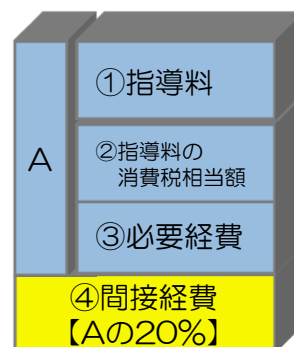
- ①指導料・・・指導時間単価で積算ください。
時間単価は1時間1万円以上を基準額といたします。
- ②指導料の消費税相当額
- ③必要経費・・・消耗品費や出張費など指導に必要な費用をご負担いただきます。
- ④間接経費・・・①指導料+②指導料の消費税相当額+③必要経費の20%以上の金額となります。

【例】 指導時間20時間、指導のための出張1回と仮定

- ①指導料・・・200,000円(内訳:20時間×10,000円)
- ②指導料の消費税相当額・・・16,000円
- ③必要経費・・・64,000円(内訳:旅費)

【学術指導経費内訳】

小計	280,000円・・・A
④間接経費・・・	56,000円(内訳:A×0.2)
合計	336,000円【学術指導経費】



◆ 既存制度との違いについて

	共同研究	受託研究	兼業	学術指導
制度概要	外部機関等から研究経費等を受け入れて、本学研究者と当該外部機関等の研究者が共通の課題について行う研究	外部機関等からの委託を受けて行う研究で、これに要する経費を委託者が負担するもの	勤務時間外に学外にて実施し、報酬として直接研究者に支払われる	外部機関等からの依頼を受けて本学研究者が専門的知識に基づき指導助言を行い申込者の業務や活動支援を行う制度
新規研究開発	伴う	伴う	—	伴わない
実施場所	学内・学外	学内・学外	学外	原則学内
間接経費	直接経費の8%以上	直接経費の20%	—	指導料+必要経費の20%以上

◆Q&A

Q-1 指導料を定める際、基準となるものはありますか？

時間単価 10,000 円以上という要件はありますが、その他には特段の基準はありません。(指導料について申込者と指導担当者との協議する際、申込者において特段の希望がない場合は、申込者における委員等の兼業に対する報酬額や本学の謝金単価を参考とすることもできます。)

Q-2 必要経費とはどのような経費ですか？

指導担当者が学術指導を行うにあたり、特に必要となる謝金、旅費、協力者等の人件費、消耗品費、設備費等の経費です。必要経費の算定にあつては、申込者と指導担当者との十分協議の上、積算してください。

Q-3 指導期間(指導時間)に定めはありますか？

指導期間(指導時間)に定めはありません。
指導期間を複数年にすることも可能です。ただし、申込者と指導担当者との十分協議し、適切な指導期間(指導時間)を設定してください。
計画に無理がない範囲であれば、1年に満たない指導期間(指導時間)も可能です。

Q-4 学術指導経費は指導開始前に納入する必要があるのでしょうか。

大学からの承諾書と共に請求書を送付させていただきますので、原則学術指導開始前までに納付をお願いいたします。当該納付を以て、「必要経費」の学内使用が可能となります。

Q-5 間接経費が設定されているのはなぜですか？

事務支援、施設維持管理等大学がサポートを行うための経費となります。
指導料+指導料の消費税相当額+必要経費の20%以上の金額となります。

Q-6 学術指導において生じた発明等とはどのような取扱いになりますか？

発明等が生じた場合は、別途協議し書面にて定めることとしています。

◆お問合せ先



学術研究部産学連携課産学連携係
TEL:0836-85-9961
FAX:0836-85-9962
E-mail:yuic@yamaguchi-u.ac.jp
URL:<http://kenkyu.yamaguchi-u.ac.jp/sangaku/>